

議案第73号

豪商のまち松阪観光交流センター条例の一部改正について

豪商のまち松阪観光交流センター条例（平成30年松阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月21日 提出

松阪市長 竹上 真人

豪商のまち松阪観光交流センター条例の一部を改正する条例

豪商のまち松阪観光交流センター条例（平成30年松阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次に掲げるとおり」を「12月30日から翌年1月2日まで」に改め、同条各号を削る。

第4条中「午前9時から午後6時まで」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 3月1日から11月末日までの期間 午前9時から午後6時まで
- (2) 12月1日から翌年2月末日までの期間 午前9時から午後5時まで

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。